

令和８年度第１回岡山県グリーン購入対策会議

日時：令和８年８月２６日（水） １４：００～
場所：岡山県庁 環境文化部会議室

内容

- １ 再生品使用促進指針及び岡山県エコ製品の判断基準の改正について
- ２ 岡山県エコ製品の認定審査について＜新規＞

岡山県再生品使用促進指針及び岡山県エコ製品に係る判断基準の一部改正について

品目名		改正の概要
資 材	共通（資材）	新たな品目の追加及びそれに伴う所要の改正
	焼成品	
	港湾用非鉄スラグ資材	

(参考)

岡山県再生品使用促進指針（岡山県再生品の使用促進に関する指針）及び岡山県エコ製品の認定及び利用の推進に関する要綱において指定する品目

○対象品目

- ①紙類 ②文具類 ③機器類 ④制服・作業服、インテリア、寝装寝具、作業手袋
⑤資材 ⑥その他

新旧対照表

新				旧（現行）			
品 目	循環資源の基準	安全性及び品質の基準	環境負荷低減の基準	品 目	循環資源の基準	安全性及び品質の基準	環境負荷低減の基準
共通 （資材）		①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物を使用していないこと。 <u>ただし、原材料の無害化に特段の配慮がなされ、製造される製品が安全であることが認められる場合は、この限りでない。</u> ②土壌の汚染が懸念される品目については、「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。 ③溶融スラグについては、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」の溶融固化物に係る目標基準に適合していること。	略	共通 （資材）		①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物を使用していないこと。 ②土壌の汚染が懸念される品目については、「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。 ③溶融スラグについては、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」の溶融固化物に係る目標基準に適合していること。	略
焼成品	<u>○燃え殻及びばいじんの焼成物の配合率が製品質量全体の70%以上であること。</u>	<u>○「コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準」の埋め戻し材・裏込め材の基準を満足するものであること。</u>		（ 新 設 ）			

新				旧（現行）			
品 目	循環資源の基準	安全性及び品質の基準	環境負荷低減の基準	品 目	循環資源の基準	安全性及び品質の基準	環境負荷低減の基準
<u>港湾用非鉄スラグ資材</u>	<u>○フェロマンガンスラグが製品質量全体の100質量%であること。</u>	<u>○「非鉄スラグ利用技術マニュアル（一般財団法人沿岸技術研究センター）」の港湾用途溶出基準に適合すること。</u>	<u>○製品の販売にあたっては、用途は港湾用に限ること、また、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」で示されているとおり、港湾用とは再利用が想定されないものであるということについて、使用者に対する注意喚起が必要。</u>	(新 設)			

令和8年度 岡山県エコ製品認定審査一覧(新規)

番号	申請者名	申請者住所	品目名	製品名	製品の用途	循環資源	循環資源の基準		安全性及び品質の基準		環境負荷低減の基準				県内生産・販売			認定の 適否(案)
							使用率	適否	詳細	適否	環境負荷低減の配慮	適否	生活環境保全の配慮	適否	生産場所	適否	販売場所	
1	公益財団法人 岡山県環境保全事業団	岡山市南区内尾665-1	焼成品	ハレスナeco ⁺	埋戻材、盛土材、 防草材	燃え殻、ばいじん	70%	適	「コンクリート副産物の再 利用に関する用途別品 質基準」の埋め戻し材・ 裏込め材の基準に適合	適	循環資源の有効利 用による天然資源の 利用の低減	適	生活環境保全関連 法令等の遵守	適	倉敷市水島川崎 通1丁目20番2	適	公益財団法人岡 山県環境保全事 業団	適
2	JFミネラル株式会社 水島合金鉄事業部	倉敷市水島川崎通 1丁目1番地	港湾用非鉄スラ グ資材	グリーンストーン	裏込材	フェロマンガンスラグ	100%	適	非鉄スラグ利用技術マ ニュアル(一般財団法人 沿岸技術研究セン ター)」の港湾用途溶出	適	搬入されたすべての 循環資源を製品化	適	生活環境保全関連 法令等の遵守	適	倉敷市水島川崎 通1丁目1番地	適	JFミネラル株式 会社水島合金鉄 事業部	適

令和 8 年度第 1 回岡山県グリーン購入対策会議追加審議

開催方法：書面実施

回答期限：令和 8 年 9 月 25 日（金）

内容

- 1 再生品使用促進指針及び岡山県エコ製品の判断基準の改正について
- 2 岡山県エコ製品の認定審査について＜新規＞

岡山県再生品使用促進指針及び岡山県エコ製品に係る判断基準の一部改正について

品目名		改正の概要
資 材	共通（資材）	新たな品目の追加及びそれに伴う所要の改正
	焼成品	

（参考）

岡山県再生品使用促進指針（岡山県再生品の使用促進に関する指針）及び岡山県エコ製品の認定及び利用の推進に関する要綱において指定する品目

○対象品目

- ①紙類 ②文具類 ③機器類 ④制服・作業服、インテリア、寝装寝具、作業手袋
⑤資材 ⑥その他

新旧対照表

新				旧（現行）			
品 目	循環資源の基準	安全性及び品質の基準	環境負荷低減の基準	品 目	循環資源の基準	安全性及び品質の基準	環境負荷低減の基準
共通 （資材）		①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物を使用していないこと。 <u>ただし、原材料の無害化に特段の配慮がなされ、製造される製品が安全であることが認められる場合は、この限りでない。</u> ②土壤の汚染が懸念される品目については、 <u>製品中の有害物質の溶出量について、「環境基本法」に基づく土壤の汚染に係る環境基準に適合していること。</u> ③溶融スラグについては、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」の溶融固化物に係る目標基準に適合していること。	略	共通 （資材）		①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物を使用していないこと。 ②土壤の汚染が懸念される品目については、「環境基本法」に基づく土壤の汚染に係る環境基準に適合していること。 ③溶融スラグについては、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」の溶融固化物に係る目標基準に適合していること。	略
<u>焼成品</u>	<u>○燃え殻及びばいじんの焼成物の配合率が製品質量全体の70%以上であること。</u>	<u>○「コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準」の埋め戻し材・裏込め材の基準を満足するものであること。</u> <u>○製品中の有害物質の含有量について、土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準を満たしていること。</u>		（ 新 設 ）			

令和8年度 岡山県エコ製品認定審査一覧(新規)

番号	申請者名	申請者住所	品目名	製品名	製品の用途	循環資源	循環資源の基準		安全性及び品質の基準		環境負荷低減の基準				県内生産・販売			認定の 適否(案)
							使用率	適否	詳細	適否	環境負荷低減の配慮	適否	生活環境保全の配慮	適否	生産場所	適否	販売場所	
1	公益財団法人 岡山県環境保全事業団	岡山市南区内尾665-1	焼成品	ハレスナeco ⁺	埋戻材、盛土材、 防草材	燃え殻、ばいじん	70%	適	「コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準」の埋め戻し材・裏込め材の基準に適合 製品中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合	適	循環資源の有効利用による天然資源の利用の低減	適	生活環境保全関連法令等の遵守	適	倉敷市水島川崎通1丁目20番2	適	公益財団法人岡山県環境保全事業団	適